

日銀、長期金利の変動幅拡大を決定

- 12月20日の日銀金融政策決定会合では、長期金利の変動幅が±0.25%程度から±0.5%程度に拡大されました。このタイミングでの政策修正は、多くの市場参加者にとって大きなサプライズとなりました。
- ・ 日銀金融政策の修正は、タイミング、内容ともに外部からは合理的に予見できない点が多いことから、中期的 に市場のボラティリティを高める要因になると考えます。海外リスク資産への影響も留意すべきでしょう。

長期金利変動幅が拡大

12月20日の日銀金融政策決定会合では、長短金利操作の運用の一部見直しが公表されました。具体的には長短金利操作の運用について、国債買い入れ額を大幅に増額しつつ、長期金利の変動幅を従来の「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大するというものです。変動幅拡大の可能性は多くの市場参加者が意識していたと見られますが、12月会合での修正というタイミングについては多くの市場参加者にとって大きなサプライズとなりました。

政策修正の背景として、債券市場で市場機能が低下してきており、企業の起債などの金融環境に悪影響を及ぼす可能性が挙げられました。この枠組みによる金融緩和の持続性を高めることで、「物価安定の目標」の実現を目指していく考えと説明されています。

新たな上限目標となる0.5%は、従来の0.25%と同様に堅持していきたい意向と見られます。10年物国債利回りについて0.5%での指値オペは基本的に毎営業日実施されます。同時に公表された長期国債買入れ予定では、従来の月間7.3兆円から9兆円程度に増額されました。各年限において、機動的に、買入れ額のさらなる増額や指値オペを実施することも示されています。なお「短期金利は▲0.1%、長期金利は0%程度」という目標に変更はありません。経済・物価の環境認識、先行き指針についても特段の変更が加えられていないようです。

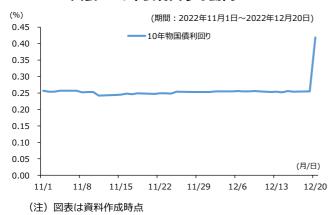
発表後のマーケットと当面の見方

日銀会合を受けて10年物国債利回りは急伸しました(図表1)。一方、株式市場は下落、東証33業種の中では銀行業、保険業、証券・商品先物取引業の3業種のみが上昇し、為替市場では円高が進行しました(図表2)。

今回の唐突な政策変更により金融市場でのボラティリティが高まっています。日銀政策については、共同声明の変更の有無、執行部の人事、政策修正の中身など、タイミングも方向性も外部からは合理的に予測できない要素が非常に多く含まれています。1月会合は無風だとしても、市場のボラティリティをいつ高めてもおかしくない要因になると意識しておくべきであり、日銀から発信される情報を過信すべきではないでしょう。

なお、日本の政策転換は世界の金融緩和の終焉を意味すると考えます。その観点からは海外リスク資産への影響 も慎重に見ておくべきと考えます。

図表1 10年債利回りの動向



(出所) Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

図表2 日経平均株価とドル円レートの動向



以上 (調査部 ストラテジスト)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。



皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
 - 購入時手数料:購入金額 (購入価額×購入口数)×上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
 - 信託財産留保額:換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
 - 運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担:純資産総額×実質上限年率2.09%(税抜1.90%)
 - ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監 査 費 用:純資産総額×上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する 諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産 から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

● お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその 上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社

事業内容:投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である <u>岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております</u>。投資信託のリス クや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説 明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214** (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)